

広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第二十七号

広島県介護基盤緊急整備等基金条例の一部を改正する条例

広島県介護基盤緊急整備等基金条例（平成二十一年広島県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「助成する事業」の下に「並びに地域包括ケアの推進等に係る事業」を加える。

附 則

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。